

教員養成セミナー10月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
トレーニングブック

◆第1回◆教育原理
学習指導要領

講師：大西 圭介

テーマ1

学習指導要領の性格と変遷

テーマ1

学習指導要領とは

学習指導要領とは、全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするための教育課程の**基準**のこと。

学習指導要領には、教科等の目標や大まかな教育内容が**告示**として定められており、**学校教育法施行規則**では、年間の**標準授業時数等**が定められている。

学習指導要領や年間の標準授業時間数を踏まえて、カリキュラムを編成することが**各学校**に求められている。

テーマ1

学習指導要領の変遷ー昭和時代①ー

改訂年	特徴	背景等
1947 (昭和22)年	- 最初の学習指導要領。法的拘束力はなく、試案という位置づけ。 - 戦前の教科であった「修身(公民)」「日本歴史」「地理」を廃止。 「社会科」「家庭科」「自由研究」の新設。	戦後すぐ急ピッチで作成された学習指導要領。アメリカの「コース・オブ・スタディ」を範として作成された。デューイの経験主義的な特徴を持つ。 廃止された教科は、戦争に導いたとされるもので、精神的な面を支えた「修身」、天皇家の神話性を高めようとする歴史観、侵略した中国や韓国などを国土に含めていた地理を廃しようというもの。 戦前男女は別の教育を受けていたが、「家庭科」は男女共修のために創設。
1951 (昭和26)年	- 前学習指導要領と同様に試案という位置付け。 「自由研究」を発展的に解消し、小学校は「教科以外の活動」に、中学校・高等学校は「特別教育活動」に。	急ピッチで作成された前回の学習指導要領を修正したもの。教科間のつながりなどを考慮しての改訂。
1958・60 (昭和33・35)年	- 教育課程の基準として「告示」されるようになり、法的拘束力が明確化された。 - 系統的な学習を重視。 - 基礎学力の充実を図るために国語、算数の内容の再検討と授業時数の増加。 - 科学技術教育の向上を図るための算数、理科の充実。 「道徳の時間」の特設。	経験主義的な教育によって、学力が低下・偏向しているとの批判があり、系統主義的な学習を重視するように。法的拘束力をもたせたこと、道徳の時間を特設したことで、戦前の教育の復活だという批判もあった。

学習指導要領の変遷－昭和時代②－

改訂年	特徴	背景
1968・69・70 (昭和43・44・45)年	・「教育内容の現代化」を図った。 ・理数系科目を中心に科学の発展に対応した教育を重視。 ・教育内容・授業時数がともに増加し、量的にピークを迎える。	高度経済成長により、戦後の復興のみならず、 経済大国としての発展 を経験してきたため、現状に合う教育内容が求められた。理数系科目を中心に科学の発展に対応しようとしたのは、経済発展だけではなく、 スパートニク・ショック の影響も大きい。
1977・78 (昭和52・53)年	・いわゆる「ゆとり重視」（ゆとりのある充実した学校生活が送れるようにすること）への転換。 ・ゆとりを実現するために、学習指導要領を大綱化させる。 ・教科内容の精選と授業時数の削減。 ・学校裁量時間(ゆとりの時間)の新設。	1958年版以降、 系統的学習(いわゆる詰め込み教育) を続けた結果、学校教育が知識の伝達に偏るとの批判を受け、知・徳・体の調和の取れた発達を目指した。

学習指導要領の変遷ー平成時代①ー

改訂年	特徴	背景
1989 (平成元)年	・ゆとり教育の継承。 ・思考力、判断力、表現力等を育もうとする「新しい学力観」の提示。 ・個性尊重の教育。 ・小学校低学年に「生活科」の新設。 ・高等学校の社会科を、「地理歴史」と「公民科」に再編。 ・「世界史」の必修化。	・前回の改訂以降、社会問題化したいじめ・不登校・暴力行為、さらなる経済発展科学技術の進歩、高齢化を受け、自主的に学ぶこと、個性を尊重することが求められた。 ・入学式、卒業式などでの国旗・国歌の取り扱いを明確化。
1998・1999 (平成10・11)年	・完全学校週5日制の全面実施。 ・「生きる力」を培うことがねらいに ・小学校3年生以上に「総合的な学習の時間」の新設。 ・中学校・高等学校の「特別活動」で「クラブ活動」を廃止。	これからの時代を生きるために「生きる力」を育むことが目指された。そのために完全学校週5日制が必要であり、教育内容の厳選、授業時数の削減が行われた。 基礎基本の習得と、教え込みではない授業方法の採用、特色ある学校づくりが求められた。

学習指導要領の変遷ー平成時代②ー

改訂年	特徴	背景等
2003 (平成15)年	・学力重視（「確かな学力」）路線に転換。 ・学習指導要領は教える内容の「最低基準」となる。	・ゆとり教育による学力低下の批判から一部改正を実施。 ・PISAショック。
2008・2009 (平成20・21)年	・「生きる力」という理念の継承 ・基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視 ・小学校高学年における「外国語活動」の新設 ・「総合的な学習の時間」の時間数削減。	・ゆとりか詰め込みかではなくバランスを取ることを大切に。 ・2006年改正の教育基本法を踏まえた改訂。
2015 (平成27)年	・一部改正 ・「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」に変更。	いじめの社会問題化。 →いじめ防止対策推進法にも関心を持っておくこと。

テーマ2

平成29・30年版学習指導要領

改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、子ども達がこれからの社会を生き抜くための資質・能力を社会と共有し、連携する「**社会に開かれた教育課程**」を重視し、子ども達がこれからの社会を生き抜くための**資質・能力**を一層確実に育成。
- 現行の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、**知識の理解の質を高め、確かな学力**を育成。
- 道徳教育や体験活動、体育・健康に関する指導の充実により、**豊かな心や健やかな体**を育成。

「社会に開かれた教育課程」～3つの視点～

2016年12月中教審答申
第1部－第4章1.

- ①社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、**教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ②これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、**自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力**とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③教育課程の実施に当たって、**地域の人的・物的資源**を活用したり、放課後や土曜日等を活用した**社会教育との連携**を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

テーマ2

カリキュラム・マネジメント ～3つの側面～

2016年12月中教審答申
第1部－第4章2.

- ①各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた**教科等横断的な視点**で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
- ②教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、**教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立**すること。
- ③教育内容と、教育活動に必要な**人的・物的資源**等を、**地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。**

「主体的・対話的で深い学び」

中教審答申
第1部－第7章2.

① 「主体的な学び」

学ぶことに興味や関心を持ち、**自己のキャリア形成**の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる学び。

② 「対話的な学び」

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める学び。

③ 「深い学び」

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「**見方・考え方**」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう学び。

テーマ2

「主体的・対話的で深い学び」の実現

中教審答申
第1部－第7章2.

「主体的・対話的で深い学び」の実現とは、特定の指導方法のことでも、学校教育における教員の意図性を否定することでもない。教員が教えることにしっかりと関わり、子供たちに求められる資質・能力を育むために必要な学びの在り方を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていくことである。

テーマ2

「主体的・対話的で深い学び」の実現

中教審答申
第1部－第7章2.

「主体的・対話的で深い学び」は、1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、**単元や題材のまとまりの中で実現されていくことが求められる。**

テーマ2

総則

学習指導要領 総則

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の（1）から（3）までに掲げる内容の実現を図り、児童（生徒）に生きる力を育むことを目指すものとする。

学習指導要領 総則

ここで述べられているのは、確かな学力。
ここで述べられる「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に取り組む態度」の3つは評価の3つの観点。指導案作りの際に活用するので知っておこう。

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

2 (1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童の発達段階を考慮して、児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮すること。

学習指導要領 総則

第3 言語環境の整備と言語活動の充実

1 (2) 第2の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、児童の言語活動を充実すること。
あわせて、(7)に示すとおり読書活動を充実すること。

学習指導要領解説 総則編

具体的には？

第3 言語環境の整備と言語活動の充実

- ①教師は正しい言葉で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと
- ②校内の掲示板やポスター、児童に配布する印刷物において用語や文字を適正に使用すること
- ③校内放送において、適切な言葉を使って簡潔に分かりやすく話すこと
- ④より適切な話し言葉や文字が用いられている教材を使用すること
- ⑤教師と児童、児童相互の話し言葉が適切に用いられているような状況をつくること
- ⑥児童が集団の中で安心して話ができるような教師と児童、児童相互の好ましい人間関係を築く

ここで述べられているのは、
豊かな心

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

2 (2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。学校における道徳教育は、特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

(以下、略)

第1の2の（2）の4段落目 道徳教育を進めるに当たっての留意事項

豊かな心とは、例えば、
困っている人には優しく声を掛ける、
ボランティア活動など人の役に立つことを進んで行う、
喜びや感動を伴って植物や動物を育てる、
自分の成長を感じ生きていることを素直に喜ぶ、
美しいものを美しいと感じることができる、
他者との共生や異なるものへの寛容さをもつなどの感性及びそれらを大切にする心

学習指導要領解説 総則編

第1の2の（2）の3段落目 道徳教育の目標

よりよく生きるための営みを支える基盤となるのが道徳性であり、道徳教育はこの道徳性を養うことを目標とする。道徳性は、人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指して行われる道徳的行為を可能にする人格的特性であり、人格の基盤をなすものである。それはまた、人間らしいよさであり、道徳的価値が一人一人の内面において統合されたものと言える。

学校教育においては、特に道徳的判断力、道徳的心情、道徳的实践を主体的に行う意欲と態度の育成を重視する必要があると考えられる。

ここで述べられているのは、
健やかな体

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

(3) 学校における**体育・健康**に関する指導を，児童の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより，健康で安全な生活と豊かな**スポーツライフの実現**を目指した教育の充実に努めること。特に，学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については，体育科，家庭科及び特別活動の時間はもとより，各教科，道徳科，外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また，それらの指導を通して，家庭や地域社会との連携を図りながら，日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

学習指導要領解説 総則編

体育に関する指導

積極的に運動する児童とそうでない児童の**二極化傾向**が指摘されていることなどから、**生涯にわたって**運動やスポーツを豊かに実践していくとともに、現在及び将来の体力の向上を図る実践力の育成を目指し、**児童が自ら進んで運動に親しむ**資質・能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが大切である。

このため、教科としての体育科において、**基礎的な身体能力の育成**を図るとともに、運動系のクラブ活動、運動会、遠足や集会などの特別活動や教育課程外の学校教育活動などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組む

学習指導要領解説 総則編

食育の推進

学校における食育の推進においては、**栄養摂取の偏り**や**朝食欠食**といった食習慣の乱れ等に起因する**肥満**や**生活習慣病**、**食物アレルギー**等の健康課題が見られるほか、食品の安全性の確保等の食に関わる課題が顕在化している。こうした課題に適切に対応するため、児童が**食に関する正しい知識**と**望ましい食習慣**を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎が培われるよう、**栄養のバランス**や**規則正しい食生活**、**食品の安全性**などの指導が一層重視されなければならない。

テーマ2

育成を目指す資質・能力の「三つの柱」

中教審答申
第1部－第5章2.

学びを人生や社会に生かそうとする
「**学びに向かう力・人間性等**」の涵養

(どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか)

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を
総合的にとらえて構造化

(何を理解しているか、何ができるか)

生きて働く「**知識・技能**」の習得

(理解していること・できることをどう使うか)

未知の状況にも対応できる
「**思考力・判断力・表現力等**」の育成

テーマ3

特別活動

特別活動の目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

テーマ3

各活動・学校行事の目標（小学校）

〔学級活動〕

1 目 標

学級や学校での生活をよりよくするための課題を見いだし，解決するために話し合い，**合意形成**し，役割を分担して協力して実践したり，学級での**話し合い**を生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに，自主的，実践的に取り組むことを通して，第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

各活動・学校行事の目標（小学校）

〔児童会活動〕

1 目 標

異年齢の児童同士で協力し、**学校生活の充実**と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに**自主的**、**実践的**に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

テーマ3

各活動・学校行事の目標（小学校）

〔クラブ活動〕

1 目標

異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する**集団活動**の計画を立てて運営することに**自主的**、**実践的**に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

テーマ3

各活動・学校行事の目標（小学校）

〔学校行事〕

1 目 標

全校又は学年の児童で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。